

令和 7 年度十和田市あおもりマッチングシステム利用登録料補助金交付要
綱

(趣旨)

第 1 条 市は、結婚を希望する男女の出会いを支援するため、結婚を前提として活動する者が、あおもり出会いサポートセンターが運営するあおもりマッチングシステム「AIであう」(以下「マッチングシステム」という。)の登録に要する経費に対して、予算の範囲内において令和 7 年度十和田市あおもりマッチングシステム利用登録料補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付については、十和田市補助金等の交付に関する規則(平成17年十和田市規則第66号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第 2 条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に新たにマッチングシステムの利用登録料を支払った者であること。
- (2) マッチングシステムの利用登録料の支払日において、十和田市に住所を有する者であること。
- (3) 市税に滞納がないこと。
- (4) 十和田市暴力団排除条例(平成23年十和田市条例第39号)第 2 条第 3 号に規定する暴力団員でないこと。

(補助対象経費)

第 3 条 補助の対象となる経費は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に支払ったマッチングシステムの利用登録料とする。

(補助金の額)

第 4 条 補助金の額は、マッチングシステムの利用登録料の 2 分の 1 とし、5 千円を上限とする。

2 補助金の交付の回数は、1 年度につき 1 回限りとする。

（補助金の交付の申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和8年3月31日までに、令和7年度十和田市あおりマッチングシステム利用登録料補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) マッチングシステムの利用登録料の支払が確認できる書類の写し
- (2) 債権者登録申請書（登録済みの場合を除く。）
- (3) 住民票の写し
- (4) 市税に滞納がないことを証する書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、市が保有する前項第4号及び第5号に規定する書類に関する情報を利用することについて、申請者の同意があったときは、当該書類の提出を省略させることができる。

（補助金の交付の決定）

第6条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、及び必要に応じて調査等を行い、補助金の交付の可否を決定し、令和7年度十和田市あおりマッチングシステム利用登録料補助金交付決定通知書兼補助金額確定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の交付の決定の取消し）

第7条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他の不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) この要綱に規定する要件を欠いていたことが判明したとき。
- (3) その他市長が必要と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取消ししたときは、令和7年度十和田市あおりマッチングシステム利用登録料補助金交付決定取消通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(補助金の返還)

第8条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、市長がやむを得ないと認める場合を除き、令和7年度十和田市あおもりマッチングシステム利用登録料補助金返還命令書（様式第4号）により、期限を定めて当該各号に定める額の返還を命ずるものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき 補助金の全額
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が補助金の返還を相当と認めたとき 市長が定める額

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。